

# 犯罪と被害者の理解

令和2年11月21日

札幌弁護士会触法障害者支援委員会

弁護士 直山敬弘

# 本講義の内容

- 1 犯罪とは何か（おさらい）
- 2 刑事司法における被害者の位置づけ
- 3 被害者と弁護士
- 4 被害者と社会福祉士
- 5 被害者の支援に関わる窓口
- 6 さいごに

# 1 犯罪とは何か

## 犯罪とは

= それに対して刑罰が科されるべき行為。

刑法や各法律（特別刑法）によって規律されている。

例) 窃盗罪（刑法236条）

覚せい剤自己使用（覚せい剤取締法19条、41条の3第1号）

# 1 犯罪とは何か

法益保護主義（←→社会倫理主義）

刑法は、法的に保護に値する利益の保護を目的とし、法益を侵害し、または侵害する危険をもたらす行為を犯罪として禁止・処罰する。

個人的法益、社会的法益、国家的法益。

# 1 犯罪とは何か

## 保護法益

個人的法益・・・殺人、傷害、窃盗、強盗など・・・。

社会的法益・・・放火、通貨偽造、文書偽造など・・・。

国家的法益・・・内乱、外患に関する罪、公務執行妨害など・・・。

保護法益を侵害された = 被害者

# 1 犯罪とは何か

保護法益を侵害したら・・・

法定刑の例

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第81条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

大原則            当事者ではない！

例外              被害者参加制度

民事事件の場合

例) AさんはBさんにお金を100万円貸したが、返してくれない……。Aさんの財産権が侵害された状態（被害者）。

↓

Aさんが裁判所に訴え（当事者としての原告）、Bさんは被告となる。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### ①犯罪発生時

被害届 = 捜査機関に対する被害の申告。

告訴 = 捜査機関に対する被害及び捜査の届出・依頼。

犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる（刑訴法230条）。

告発 = 捜査機関に対する捜査の依頼。

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる（刑訴法239条）。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### ②捜査時

- ・ 捜査の対象として、取調べを受ける。
- \* 被害感情。
- ・ 証拠品の提出。
- ・ 処分結果の通知制度。
- \* 対象事件
- \* 通知内容

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### ③公判時

- ・ 被告人が事実を争った場合、証人として裁判所に出廷し、尋問。
- ・ 被害者参加制度。

従前から、犯罪被害者に対する刑事手続における権利保護が不十分であるとの指摘があり、近年、拡充された。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

被害者参加制度（刑訴法316の33～）の対象。

下記の犯罪被害者本人や法定代理人（未成年者の両親など）、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹。

- 1、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- 2、強制わいせつ、強制性交等などの罪
- 3、逮捕及び監禁の罪
- 4、略取、誘拐、人身売買の罪
- 5、2～4の犯罪行為を含む他の犯罪
- 6、過失運転致死傷などの罪
- 7、1～5の未遂罪

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### 被害者参加制度でできること

- ・ 被害者参加人等による証人尋問。
- ・ 被害者参加人等による被告人質問。
- ・ 事実・法律の適用に関する意見の陳述。
- ・ 各場面における遮蔽措置。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### ④判決後

- ・ 検察庁による処分結果の通知。
- ・ 刑事訴訟手続における和解。
- ・ 損害賠償命令制度。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

その他、特別法によって保護される例

- ・ DV防止法に基づく裁判所による保護命令
- ・ ストーカー規制法に基づく、公安委員会による禁止命令。
- ・ 民事訴訟法、民事保全法に基づく、裁判所による各仮処分命令  
面会を求めてくる相手やしつこい電話の相手方に対して…  
「面会強要禁止の仮処分」 「架電禁止の仮処分」

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

その他、特別法によって保護される例

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金制度）による被害回復。



殺人などの故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

## 2 刑事司法における被害者の位置づけ

### 国による被害者支援の動き

- ・ H16.12 「犯罪被害者等基本法」制定

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。（3条1項。）

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する（4条）。



犯罪被害者等支援基本計画の策定。（第1次から第4次）

### 3 被害者と弁護士

#### ①被疑者・被告人の弁護人として

- ・被害者の被害回復、示談交渉。
- ・被害者の被害感情緩和。
- ・被害者参加制度への対応。

#### ②被害者の代理人として

私選被害者参加弁護士と国選被害者参加弁護士。

### 3 被害者と弁護士

ところで・・・被害者支援と刑事弁護人との関係

- \* 参加の適否。
- \* 被害者のプライバシーと被告人の適正な手続の保障の衝突。
- \* 犯罪被害者支援委員会と刑事弁護人。

## 4 被害者と社会福祉士

被害者との直接の関わりは薄い・・・？

- 1 被害者が家族・親族であった場合のケア
- 2 被害者が犯罪被害に遭ったことへの正しい理解

## 4 被害者と社会福祉士

被疑者・被告人を支援する上で、必要な視点

### 1 被害者の存在

### 2 犯罪に対するあるべき処罰

## 5 被害者支援に関わる窓口

犯罪被害者支援に関わる窓口は多岐に亘る。

各都道府県犯罪被害者等施策担当部署

警察庁犯罪被害者支援窓口

法テラスによる被害者支援精通弁護士の紹介

民間犯罪被害者支援団体

## 6 さいごに

- 1 犯罪被害者と被疑者・被告人の利益との衝突
- 2 被害（者）の存在を前提とした更生支援のありかた
- 3 被害者へのケア